

## 別紙

### 自己点検・評価等の評価結果及び第三者評価の講評に基づく主な改善事項

- 1 3つのポリシー（卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）は、中央教育審議会が示すガイドライン（平成28年3月31日）の趣旨に沿うよう見直しを図る。
- 2 教学マネジメントは、学修成果の可視化に基づく教育改善など、具体的な取組とその改善方策等を明確にし、計画性を持って推進する。
- 3 共通教育（基礎分野）の運営体制を整備する。
- 4 大学院教育は、教育課程全般の評価、カリキュラム検討を行い、また教育改善・教育の質向上に向けた取組みを開始する。
- 5 FD・SD委員会の業務に職員の研修に係る事項を明記した上で、さらなるFD・SD活動に組織的に取組む。特に、SDの充実により職員の資質向上を図り、教職協働の取組みを進展させるとともに、職員が関わる学生支援を明確にする。
- 6 キャリア支援は厚生補導を通じて培う側面があることに留意しつつその充実に努める。
- 7 学部としての組織的運営、学科間の調整などについて迅速に対応できる組織、また、大学院の改組を見据え、大学院としての組織的運営、専攻間の調整などについて迅速に対応できる組織についての検討を加速する。
- 8 教育研究水準の向上に組織的に取り組む。
- 9 ホームページは、公表する情報範囲の拡大を行いつつ、丁寧な情報の公表に努める。